

令和 7 年度 文教委員会資料

【所管事務の調査（報告）】

川崎市防犯灯LED化ESCO事業終了に伴う次期事業手法の検討結果について

資料 1 川崎市防犯灯LED化ESCO事業終了に伴う次期事業手法について

資料 2 川崎市防犯灯LED化ESCO事業終了に伴う次期事業手法の検討について（令和 7 年 6 月 30 日）

※文教委員会資料 2 につきましては、サウンディング型市場調査参考資料 2 と重複いたしますので省略いたします。

市 民 文 化 局

（令和 7 年 1 1 月 1 3 日）

1 経過

本市では、平成29年度からESCO事業※を導入し、令和8年度までの10年間で約7万灯の防犯灯の維持管理を行っている。

(1) 防犯灯の定義

- ①夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の通行安全を図るために設置するもの
- ②原則として、高さが地上から4.5m以上（歩道においては3.5m以上）で、かつ、電力供給会社等と「公衆街路灯A」契約を締結し、主に道路等を終夜照らす電灯のこと。
- ③灯具は電柱共架型及び専用柱型（ESCO事業開始時に、町内会等から市に移管された既設専用柱を含む。）がある。
- ④共同住宅の敷地内を主に照らすことを目的とした照明灯、商店街灯などアーチ、ネオンサイン等の装飾を加味した照明灯及び駐車場又は駐輪場等の施設の照明灯などは除く。



電柱共架型



専用柱型

※道路照明灯（街路灯）は夜間の交通の安全と円滑化が目的（主要道路、交差点、カーブ部分等に設置）のため除外

(2) 現状の事業概要

①事業開始前の状況

昭和36年の「防犯灯等整備対策要綱」の閣議決定を踏まえ、本市においては、昭和37年度以降約50年余にわたり、町内会・自治会への「補助」により防犯灯の設置・維持管理の支援を行ってきた。（設置費用の1/2・電気料金の9/10を補助）

②事業開始前の課題

防犯灯の設置・維持管理は地域における重要な防犯対策の一つであり、安全で安心なまちづくりを推進していくうえで、地域の状況や課題を把握している町内会・自治会が果たす大きな役割として機能していたが、社会環境の変化等により次のような課題が生じていた。

(ア)町内会・自治会の課題	(イ)本市の課題
・防犯灯の維持に係る負担（球切れ・故障など） ・防犯灯の管理への不公平感 など ・補助金申請に係る事務負担の増大	・電気料金の上昇による財政負担の増加 ・LED防犯灯の設置ニーズの増加 ・地域によるLED化のばらつきに伴う環境負荷の軽減抑制 など

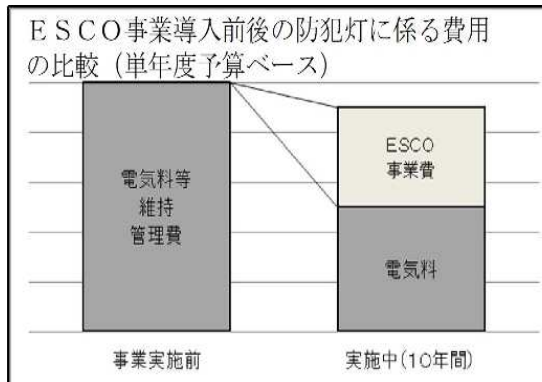
③課題への対応

上記の課題を踏まえ、市の財政負担を抑制しながら一斉にLED化することができ、環境負荷の軽減や防犯灯の長寿命化が図られるとともに町内会・自治会等の負担の軽減にもつながる手法としてESCO事業を導入し、市が一括して効率的かつ効果的な維持管理を目指していくこととした。

④事業者

- ・日本ファシリティ・ソリューション株式会社（市外事業者）
- ・株式会社丸井電設（市内事業者）
- ・アジア航測株式会社神奈川支店（準市内事業者）
- ・三菱UFJリース株式会社（市外事業者）

※ESCO事業とは、Energy Service Companyの略で、省エネルギー改修（LED化）にかかる費用を光熱水費の削減分で購入事業のこと。市は電気料が下がった分の一部をESCO事業の費用として、10年間分割してESCO事業者を支払う。



川崎市防犯灯LED化ESCO事業終了に伴う次期事業手法について

2 市民文化局民間活用事業者選定評価委員会による総括評価の審議結果

次期事業手法の検討にあたり、令和8年度末の事業終了を見越して、本事業への民間活用導入の効果検証を行い、その結果について川崎市市民文化局民間活用事業者選定評価委員会（防犯灯ESCO部会）から御意見を頂き、総括評価を実施した。（令和7年6月23日）

※資料2「川崎市防犯灯LED化ESCO事業終了に伴う次期事業手法の検討について（令和7年6月30日）」参照

●総括評価結果のまとめ

視点（１）事業としての評価

項目１：新設工事、移管・寄附受納、維持管理について、市民の要望等に対して十分な量・質のサービスを提供したことを確認した。

項目２：LED化に伴い、電気料金とCO₂排出量が当初の予定通り削減できたことを確認した。

視点（２）手法としての評価

項目１：事業期間を通して大きな事故等は発生しておらず、安全に事業を実施できたことを確認した。

項目２：所管課によるマネジメントの実施により、日常管理に加え、風水害時の迅速な措置など突発的な問題にも適切に対応していることを確認した。

項目３：ESCO方式の採用により、事業費の縮減や平準化を図りながら一斉にLED化が促進され、新設・維持管理の窓口の一本化など市民サービスの向上についても確認した。

項目４：リスク分担表に基づき、適正に運用していたことを確認した。

⇒ いずれの項目も当初に期待した効果が確認できた。

視点（３）事業費の縮減

項目１：総事業費については、事業化前は町内会等への設置・管理・電気代の補助で年間約4.77億円を要していたものが、これまで事業を実施した8年間では約49,900灯のLED化も含めて約37.01億円、年平均で約4.63億円と物価高騰が発生している中でもコストが縮減していることを確認できた。

⇒事業費については、町内会等から移管した専用柱の劣化への対応等により、維持管理費が毎年増加傾向にあることなどから、次期事業では今回の実績等を踏まえ、維持管理費を適正に設定する必要がある。

●次期事業手法の検討にあたっての留意点

- ①工事費や維持管理費の物価高騰への対応
- ②町内会・自治会からの申請に基づく、新規設置への対応や、移管への対応
- ③今後想定される商店街灯の防犯灯への移管に関する要望への対応
- ④既設専用柱の倒壊等、老朽化への対応（適切な管理手法）

川崎市防犯灯LED化ESCO事業終了に伴う次期事業手法について

3 おもな業務内容の新旧比較

種別	防犯灯ESCO事業		次期 事業手法	補足／追加・変更内容
維持管理	(1) 灯具更新 事後保全、予防保全のいずれも対応	継続	(1) 灯具更新	【補足】 ESCO事業開始時に設置し灯具寿命を超えた灯具の更新
	(2) 日常管理 ・不点灯や灯具故障に伴う修繕・灯具交換 ・地域要望等を踏まえた移設、建替、撤去 ・開発行為で設置される防犯灯の寄附受入	追加・変更	(2) 日常管理	【追加・変更】 事業開始後、毎年、町内会等から移管要望を受け付け、防犯灯の基準に適合したものから移管受入、維持管理 ※商店街灯も対象として検討
	(3) 緊急時対応 平日・休日の日中・夜間に関わらず業務従事者を現場へ派遣し適切な処置を行う（事故等による専用柱の倒壊等）。	継続	(3) 緊急時対応	
	(4) 専用柱の定期点検 ・職員が防犯パトロール等の通常業務のなかで実施 ・異常があればESCO事業に対応依頼	追加・変更	(4) 専用柱の定期点検	【追加・変更】 ・事業者が点検調査を実施、経年劣化の状態を確認し、異常があれば適切に対応する。 ・点検頻度はサウンディング等で要確認
システム	(5) 維持管理システムの構築と運用	継続	(5) 維持管理システムの構築と運用	【補足】 本市保有の位置座標データに基づくシステム構築を行う。
コールセンター	(6) 通報受付 24時間365日対応のコールセンターを設置。	追加・変更	(6) 通報受付	【追加・変更】 WEBフォームによる受付も可能とする。
新設	(7) 新規設置 町内会等からの要望に基づき、新規設置を行う。	継続	(7) 新規設置	

総括評価で抽出された留意点への対応

(1)	工事・維持管理の物価高騰への対応について 公共工事標準請負契約約款第25条の <u>スライド条項の規定を準用</u> する。
(2)	防犯灯の新規設置の考え方について <u>町内会等から設置要望</u> があったもので、 <u>本市が定める基準</u> （照度、設置距離等）を <u>満たすもの</u> について設置を行う。 防犯灯の設置は <u>沿道環境への影響もある</u> ため、町内会等による住民合意の上で出された要望に基づき設置することを前提とする。
(3)	商店街灯への対応について <u>防犯灯の基準を満たすもの</u> から順次移管に向けて調整を図る。（経済労働局と継続的に協議を行う）
(4)	専用柱の老朽化等の緊急対応の必要性について 専用柱倒壊等の緊急対応に備えて、有人受付の問合せ窓口（コールセンター）を設置。令和6年度実績：291件（うち閉庁時：74件、閉庁時の緊急対応：7件）

→これらの次期事業内容や留意点への対応については今後、サウンディング型市場調査で詳細な条件を確認予定

川崎市防犯灯LED化ESCO事業終了に伴う次期事業手法について

4 民間事業者との対話の結果

1. 実施概要	
(1) 事業名	川崎市防犯灯LED化ESCO事業終了に伴う次期事業手法の検討について
(2) 開催方式	各事業者と事業所管局との個別対話
(3) 開催日	7月28日・30日の2日間
(4) 意見交換会参加企業	11社（市内大企業1社、市外大企業6社、市内中小企業4社）
2. 質問に対する主な事業者意見	
(1) 事業手法	・今回の対話の中では<u>包括的民間委託</u>が事業者の参画意欲が最も高く、大企業、市内中小企業とも、最適な手法として勧める意見あり。 ・<u>個別業務委託</u>は<u>市内中小企業の複数社</u>から参画意欲があり、他の市内中小企業の参画も十分見込めるとの意見あり。 ・個別業務委託について、<u>スケールメリットが見込めない</u>ため、他の手法に比べて費用がかかるという意見あり。 ・<u>リース方式</u>はリース会社1社のみから参画意欲があり、既存のESCO方式と変わらずに事業実施可能として勧める意見あり。 ・リース方式は事業期間中の<u>新規設置による増加分への対応が困難</u>との意見があり。 ・<u>PFI</u>は積極的に参画意欲を示す企業がなく、最適手法としての意見はなかった。
(2) 業務内容	①業務範囲 ・市が想定する業務内容については、<u>どの事業手法</u>であっても基本的に<u>対応可能</u>。 ②事業規模 ・分割ではなく<u>市内一括での受託</u>の方が調査、施工などにおいて<u>業務効率がよく</u>、行政側にとっても<u>スケールメリット</u>があり、<u>費用も抑えられる</u>。 ③灯具更新 ・灯具の<u>一斉更新</u>を行う場合1年半から2年はかかる。1年での更新は電気施工会社の負担が大きく厳しい。<u>更新期間は3年程度</u>がよい。 ・灯具の更新は<u>全灯分の一括発注</u>の方が材料調達や施工など<u>スケールメリット</u>が働き、<u>費用を抑えられる</u>。 ・灯具の更新は<u>分割発注</u>の方が<u>市内中小企業が参入</u>しやすくなる。
(3) 事業期間	・事業期間は<u>10年</u>が一般的。 ・12年程度が望ましい。一斉更新を行う場合は1年半から2年かけて、その後10年間の維持管理期間のイメージ。 ・灯具寿命に合わせて<u>10年</u>から13年程度が望ましい。
(4) 市内企業との連携	・維持管理等の施工について市内中小企業を中心に連携を想定している。<u>即日対応の観点から市内中小企業との連携は重要</u>と考える。 ・市内中小企業の参画を促すには、<u>仕様書に記載</u>することがよい。 ・価格競争面において仕様書の中の市内企業に係る優先事項により費用変動がある。

※多様な意見を示すため結論の異なるものも表示しています。

川崎市防犯灯LED化ESCO事業終了に伴う次期事業手法について

5 事業手法の比較

次期事業の発注対象									
対象	市民文化局所管の防犯灯 約 7 万灯：電柱共架型（約 6 万灯）、専用柱型（約 1 万灯）			想定事業期間	1 0 年	想定区域	市内一括		
次期事業の発注規模（ESCO事業の実績をもとに設定）									
新設工事		年間150灯（電柱共架型：140灯、専用柱型：10灯）程度		緊急対応	年間32灯（全て専用柱型）程度				
不点对応		年間328灯程度		移設	年間65灯（電柱共架型：59灯、専用柱型： 6 灯）程度				
撤去		年間129灯（電柱共架型：77灯、専用柱型：52灯）程度		定期点検	専用柱8, 123灯を 5 年ごとに点検することを想定				
		個別業務委託		包括的民間委託		PFI		リース	
手法概要		新設工事・維持管理・システム・コールセンターの業務をそれぞれ個別に発注するもの		維持管理・システム・コールセンターの業務を一括で発注するもの。新設工事は個別発注		新設工事・維持管理・システム・コールセンターの業務を一括で発注するもの		新設工事・維持管理・システム・コールセンターの業務を一括で発注するもの	
定性評価	①事業参画意欲 ※事業手法として成立するか	◎ 市内中小企業が参画しやすい		◎ 市内中小企業を含む、複数の企業からの参画意欲を確認		× 企業の参画意欲が確認できなかった		△ 対応できる企業が限られる	
	②市内中小企業との連携	◎ 市内中小企業が直接受注できる		○ 市内中小企業の参画、連携が可能		○ 市内中小企業の参画、連携が可能		× 市内中小企業の参画、連携が困難	
	③維持管理・運用のしやすさ	△ 修繕や緊急時の対応が遅れる可能性がある		◎ 修繕や緊急時の即時的な対応が可能		◎ 修繕や緊急時の即時的な対応が可能		◎ 修繕や緊急時の即時的な対応が可能	
	④事務負担	△ 事業全体の統括・監督に係る管理体制等の強化が必要		○ 新設工事以外は一括発注するため、事務負担の軽減が見込まれる		◎ 事務負担が少ない		◎ 事務負担が少ない	
定量評価	想定事業費の比較（※）	△ 全ての業務を個別に発注するためスケールメリットがなく、費用が他の手法より高額となる見込み		◎ スケールメリットにより、事業費が他の手法より抑制される見込み		○ 予算の平準化を図ることができるが、金利負担が発生し、SPCに係る費用も別途必要となる（SPC:特別目的会社）		△ 予算の平準化を図ることができるが、金利負担が発生し、費用が他の手法より高額となる見込み	
総合評価		△ 市内中小企業の参画が見込めるが、事業全体の運用が非効率となり、かつ事業費も高額となる見込み		○ 市内中小企業も含め、幅広く企業の参画が見込め、スケールメリットにより事業費の抑制が期待できる		× 企業の参画意欲がなく、事業手法として採用することは困難		× 市内中小企業の参画が見込めず、対応できる企業も限られるため競争性が確保できない	

※想定事業費比較は、意見交換会に参加した企業からのヒアリングをもとに判断したもの。今後のサウンディング型市場調査等を踏まえ、詳細な検討を進める。

川崎市防犯灯LED化ESCO事業終了に伴う次期事業手法について

6 事業手法の総合評価

定性評価・定量評価の結果

個別業務委託は維持管理・運用上、非効率的かつリスクがある。
PFIは事業者の参画が見込めない。
リース方式は競争性が低く、市内企業との連携が難しい。

これらの
結果を踏
まえ

総合的に判断し、
次期事業は各項目で優位性が認められる**包括的民間委託**を採用する。

なお、包括的民間委託には含まれない、町内会等からの設置要望に基づく**新設工事**については、市の**軽易工事としての発注**となるため、**原則として市内中小企業へ発注する。**

■今後の発注に向けた検討事項

(1) 維持管理について

・ESCO事業によりLED灯具へ一斉交換を行った防犯灯約50,000灯については、灯具寿命（13年程度）を踏まえて、予算平準化の観点から**次期事業の開始から3年程度での更新を想定する。**

(2) 市内中小企業の参画について

・仕様書に市内中小企業の参画が促進されるよう記載するとともに、事業者募集の際、**市内事業者との連携を評価項目**に加える。

(3) 事業期間について

・**スケールメリット**、**事業者の参画意欲**、**灯具の予防保全**、**労務費の抑制**等、本市及び事業者双方にとって適切な期間設定を行う。

⇒今後、サウンディング型市場調査を実施したうえで、詳細な発注条件を設定して公募資料の作成を行う。

■参考

(1) 新設工事について

・市内中小企業の受注機会の促進が図れるよう、町内会等からの要望内容（施工区域や灯数等）の状況に応じ、効果的かつ効率的な発注手法について検討する。（実績に基づき年間150灯程度を想定）

(2) 商店街灯について

・市内の商店街灯約6,600灯のうち、**商店会の意向を把握（次期事業開始前）**（経済労働局）
・防犯灯と**同仕様***にする**改修手法**について、次期事業の検討と併せて対応を協議（経済労働局）

※防犯灯として適切な仕様調整
・照度40VA以下
・華美な装飾の撤去
・複数の灯具を減設
・設置間隔の整備

■今後のスケジュール（予定）

- 令和7年11月～12月 サウンディング型市場調査の実施
- 令和8年3月まで 公募資料の確認
- " 4月以降 事業者の募集・選定・契約手続き

